

# (その他の支援)

## 8. 税、国民健康保険などに関すること

項目	事業内容	連絡先
8-1 県税における納税の猶予制度	<p>【徴収猶予】 新型コロナウイルス感染症の影響により、次のようなケースに該当する場合などは、徴収猶予が認められることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合</li> <li>・納税者の方が営む事業について、利益の減少等により著しい損失を受けた場合</li> </ul> <p>●原則、1年間猶予が認められます。 ●延滞金は免除されます。 ●対象税目（主なもの） 法人県民税・事業税、個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割（新規登録に係るものを除く）など</p> <p>【申請による換価の猶予】 新型コロナウイルス感染症の影響により、県税を一時に納付することができない場合、県税（納税）事務所に申請することにより、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合がありますので、県税（納税）事務所にご相談ください。</p>	<p>○別府県税事務所 TEL：0977-67-8211 FAX：0977-67-8216</p> <p>○大分県税事務所 TEL：097-506-5771 FAX：097-506-1815</p> <p>○佐伯納税事務所 TEL：0972-22-3021 FAX：0972-22-3049</p> <p>○豊後大野納税事務所 TEL：0974-22-7501 FAX：0974-22-7274</p> <p>○日田県税事務所 TEL：0973-22-4175 FAX：0973-22-4178</p> <p>○中津県税事務所 TEL：0979-22-2920 FAX：0979-22-3050 (平日8:30～17:15)</p> <p>※市町村税は、お住まいの市町村の税担当課へお問い合わせ下さい。</p>
8-2 その他の税制上の措置	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に係るその他の税制上の措置については、以下のホームページでご確認ください。</p> <p>●国税 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置 <a href="https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html">https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html</a></p> <p>●地方税 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税における対応について <a href="https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html">https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html</a></p>  	<p>以下へお問い合わせ下さい。</p> <p>○国税 最寄りの税務署</p> <p>○県税 最寄りの県税事務所</p> <p>○市町村税 お住まいの市町村の税担当課</p>
8-3 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対しては、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）の減免や徴収猶予が認められる場合があります。 (令和4年度相当分で終了)</p>	<p>お住まいの市町村又は加入している国民健康保険組合にお問い合わせください。</p>